

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：31106

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01266

研究課題名(和文) 米国憲法における対話的規範形成のモデル構築

研究課題名(英文) The Institutional Dialogue in American Constitutionalism

研究代表者

椎名 智彦 (Shiina, Tomohiko)

青森中央学院大学・経営法学部・准教授

研究者番号：00438441

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：現代米国では、重要な争点が選挙や裁判を繰り返しながら長期的に議論され、やがて国民の間に一定の合意が形成される。この現象は、「制度間対話を通じた憲法規範の定着」と呼ばれる。本研究では、この社会的ダイナミズムを支える法学的基礎としてのプロセス法学について、その現代的展開および日本憲法学への影響などを明らかにした。制度間対話は、議会や裁判所といった法形成機関がもつ一定の客観的構造に依存する。議会であれば定期的選挙や多数決主義等が、裁判所であれば訴訟構造や既判力等がそれに該当する。これらの客観的構造は、道徳的価値からは相対的に独立しているため、統治への国民参加を容易にする半面、紛争の長期化を助長する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本が米国から継受した三権分立型の統治制度は、国会や裁判所といった諸機関がそれぞれの独自の役割を継続的に果たすことによって、社会の重要問題を解決し、国民に貢献すると想定されてきた。しかし、母国である米国では、憲法に定める基本原理が時として濫用され、紛争の長期化を助長することもある。これがシステムそのものの機能不全なのかどうかの判断は時期尚早であるが、選挙や訴訟の度に以前の争点が蒸し返されるような状況が、統治システムの在り方として健全なのかどうかは、真剣に検討してみる必要がある。他方で、国民の統治参加を促進するという観点からは、米国憲政の現状には以前として学ぶ所がところ少なくない。

研究成果の概要(英文)：Since the latter half of twentieth century, it has been observed that Americans reach an agreement on the issues of great importance through a long series of elections and litigations. Currently this phenomenon is affirmatively called 'the entrenchment of constitutional norms through institutional dialogue'. Originally the idea was invented by the legal process scholars in the 1940-60s. The same idea was also imported to and became influential within the Japanese legal academy after the Second World War.

The working of institutional dialogue depends on constitutionally mandated structures of law-making institutions. For instance, regular term elections and majority votes are such structures for Congress, so are adversarial litigation and res judicata for Courts. These principles work independently from their moral substance. While this morally objective nature promotes people's participation into deliberation, it often obstructs final settlement on constitutional issues.

研究分野：米国法思想

キーワード：米国公法の継受 プロセス法学 制度間対話 行政国家 民主主義

1. 研究開始当初の背景

現代米国における紛争の長期化・社会的分断状況と、現代米国学との関連性の調査・検討。より具体的には、オバマ政権からトランプ政権にかけて、重要な政治的問題に関する政府の態度が激変し、それに伴って多くの憲法訴訟が提起された。また、国政選挙のたびに世論が著しく先鋭化した。これらは、国民による統治機関の積極的利用であり、活発な公共的議論の一例であるともいえる。議論のフォーラムを切り替えながら、国家統治に関する重要問題について国民的議論が継続されることは、現代米国の特徴の1つである。そのような動態的状况に最も密接に関連する法理論は、20世紀中葉に米国を席卷したプロセス法学であったが、その後、政治状況の変化を反映して、その理論自体の実質も変容を遂げた。そして、そのような新しい姿は、本邦の公法学において十分に摂取されているとはいえない。ここに、理論的なアップデートの必要性があった。

2. 研究の目的

本研究では、プロセス法学の基本理論(制度的適性)の観点から、それが現代米国においてどのような発展を遂げているか、現代の米国憲法実践に対してどのように作用しているかを明らかにするとともに、それを理論化し、米国型法形成(制度間対話)の基本モデルの構築を試みた。これらを通じて、日本にも継受された20世紀米国公法の研究を深化させるとともに、新たな分析ツールを構築する。

3. 研究の方法

前回プロジェクト(平成27-29年度科研費・基盤研究(C)「現代アメリカの法源・法過程・法思考 制定法解釈論とコモンローをめぐる」(研究代表者・会澤恒)の成果を基礎としつつ、米国において再注目されつつある現代型プロセス法学に関する文献調査を接続。この分野において活躍する米欧の研究者とも意見交換を行いつつ、最終的には高度に挑戦的な理論構築を目指す。

4. 研究成果

プロセス法学そのものや、それが日本の公法学に対して与えた影響等については、論文化して公表し、一定の成果を挙げることが出来た。しかし、研究期間が新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延と重なってしまったことで、エフォート管理は大幅な変更を余儀なくされた。このことは、国内外の研究協力者についても同様であり、特に、海外の研究者との意見交換は、準備及び日程が整わず、全く実施することができなかった。その結果、当初の最大の目的である「対話的法形成のモデル構築」は端的に今後の課題となった。

他方で、プロセス法学をめぐる法思想史研究については、国内の協力研究者とも活発に意見交換を行い、一定の深化を達成できたと考えている。

(成果要旨)

現代では、米国民が立憲的統治に対して要求する内容は、20世紀中葉に確立した福祉国家(welfare state)的・救済的なものから、さらに高い生活水準の保証へと変化しており、いわば消費者国家(consumerist state)的なものになりつつある。なお、このような変容の一因として、ICT技術に代表される社会経済の高度情報化がある。

消費者国家的要求に応えるために、連邦および州のいずれにおいても、議会、大統領(知事)、行政機関、裁判所などの統治機関に対して、高度の技術的知見や能力が必要とされるようになってきている。

しかし、それらの統治機関は、憲法の明文や専門家集団の職業的伝統によって保障されてきた固有の構造や機能に拘束される。例えば、裁判所における審理手続は、固有の手続や証拠法則によって縛られるがゆえに、それらに由来する固有の合理性と社会的通用力をもつ。例えばこれを、役割の異なる議会や行政機関に対して同じように要求することは合理的ではない。同様に、例外的な状況の除き、裁判の結果を多数決で決することもまた、憲法の要求に反する。このような見方(制度的適性: institutional competenceの発想)を確立したのは、20世紀中葉のプロセス法学である。

消費者国家化に起因する争点内容・紛争構造の複雑化に伴って、国家統治上の重要問題の解決には、従来に比して著しく長い期間を要するようになってきている。別言すれば、国政選挙や憲法裁判で、一見終局的に解決されたかに見えた争点が、しばらく経つと復活し、再び争われるような状況が頻発している。例えば、移民問題（大きな国民経済的インパクトをもつ）や中絶問題は、その代表例であるが、加えて、高度情報化が伝統的な法的慣習や手続に対してもたらず影響もまた、議会と裁判所を巻き込んで争われ続けている。

このように、同一の争点が、憲法裁判から国政選挙、そしてまた憲法裁判へと争われ続ける状況は常態化している。別の言い方をすれば、現代米国では、特定の社会的論点が、裁判所から議会、行政機関そしてまた裁判所へと、フォーラムを切り替えながら争われ、これが社会的分断を助長することがある半面、重要な憲法問題に対する国民的議論を深める側面をもつ。

従来のプロセス法学においては、個々のフォーラム（統治機関）の機能分析は深められてきたものの、現代において顕著になっているフォーラム間の相互関係の内容や意味合いについては、その考察の射程外であった。ここで見落とされてきた相互関係は、近年、法形成機関間の対話として捉え直され、実社会に息づく憲法規範の土壌として注目されつつある。例えば、度重なる政権交代を超えて生き残った重要政策は、党派を超えて米国民から承認された実質的憲法規範といえるだろう。

そのような統治機関間の対話の構造や中身については、米国においても研究が始まったばかりであり、通説的な見解のようなものは依然として形成されていない。また、日本においても紹介や検討は進んでいない。

対話を通じた憲法規範の形成は、先行研究によれば、婚姻（同性婚を含む）、環境、雇用差別などの分野において顕著である。これらの分野では、基幹的重要性をもつ連邦法が制定された後、その執行をめぐる憲法裁判が提起され、一定の司法判断が下された後、直後の国政選挙などにおいて国民的議論が提起されるようなパターンが、大まかながら看取される。今回の研究プロジェクトでは、これらの分野における憲法的対話の歴史的状況を調査した。しかし、当初の目的であったモデル化については、上に述べたような事情もあり、今後の課題とせざるを得なかった。

以上をふまえて、将来に向けてどのような課題を提示することができるか。まず、福祉国家的憲法観に代わる消費者国家的憲法観については、その内実を探究する価値が高い。というのは、国民が憲法（立憲的統治実践）に対して求める内容とは、社会契約の締結によって国民が取得する債権の内容であり、政府が負担する債務の内容そのものだからである。このような観点から、社会契約の締結に付随する債権債務の内容を自覚的に客観化することは、例えば、紛争後地域などにおけるレジーム・ビルディングを検討する際にも一つの視点を提供するだろう。また、そのような債権債務の内容が、既存国家において、どのような条件の下でいかにして更改されうるのかという点もまた、現代憲法学にとって無視できない論題であろう。

次に、対話のモデル構築を試みる際の題材選択についても、課題が残っている。今回は、裁判例や立法例の分析を中心とする前回プロジェクトの成果を有意義に利活用できるものとの想定で、新規プロジェクトを開始した。しかし、特に21世紀に入って以降、米国の政治的憲法的分断は当初の想定を上回る強度と速度で法的実践を変化させた。これに伴って、より理論的な角度から、仮説や思考実験を用いる必要が高まったが、基本的方法論上の揺らぎを払しょくできないまま、研究期間の終了を迎えるに至った。もちろん、原因はそれだけではないが、いずれにせよ、混迷を深める米国の統治を適切に対象化するための方法論的視座について、いま一度慎重な検討が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 椎名智彦	4. 巻 93(12)
2. 論文標題 米国の統治における専門知と有識者会議	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 椎名智彦	4. 巻 34号
2. 論文標題 プロセス法学的研究の意義：比較法学からみた憲法継受	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 青森中央学院大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 55-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 椎名智彦
2. 発表標題 法の伝播に伴う 濾過作用 を考える
3. 学会等名 法理学研究会5月例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 椎名智彦
2. 発表標題 リアリズム法学における 感情 の意義：法学的史的解釈
3. 学会等名 日本法哲学会学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 椎名智彦
2. 発表標題 法継受における主体性
3. 学会等名 東京法哲学研究会 1 2 月例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 椎名智彦
2. 発表標題 ジョン・ベル「法理論にとって比較法は必要か？」を読む
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関